

## 令和7年第2回喬木村議会定例会一般質問

令和7年7月16日 午前9時00分開議

会場： 喬木村役場 議場

順序	氏名	質問事項
1	小川原 美智穂	○阿島傘の製作拠点について ○市瀬村政3期目の残りの重点施策について
2	福澤 真理子	○村内の介護事業者支援について ○介護用品支給事業における対象者の拡充について
3	清水 和文	○農業用ため池の防災対策、保全対策について
4	福澤 一成	○風水害時における避難情報発令のマップ可視化について ○住宅用耐震シェルターの導入推進について

令和 7年 6月 27日

## 一 般 質 問 通 告 書

次の事項について喬木村会議規則第 60 条第 2 項の規定により通告します。

喬木村議会議長 下平 貢 様

喬木村議会議員 小川原 美智穂

<p>質 問 事 項 1</p>	<p>県知事指定伝統的工芸品に選ばれた阿島傘の製作拠点をどうするのか。</p>
<p>質 問 の 趣 旨</p>	<p>県知事指定伝統的工芸品に選ばれた阿島傘を、さらに展開していくための製作拠点を、村はどう考えているのか。</p>
<p>質問要旨と質問</p>	<p>江戸時代から伝わる阿島傘は、昨年 9 月に県知事指定伝統的工芸品に選ばれ、1 2 月には阿部知事が当村を訪れて、阿島傘の製作体験もされました。</p> <p>また、昨年 7 月から阿島傘後継者育成講座が開かれ、本年 1 月には受講した 2 3 名全員が修了式を迎え、伝統文化の新たな担い手として技術を伝えていくことが期待されます。</p> <p>都内で仕事をしていた水谷さんが、2019 年阿島傘の継承を担う地域おこし協力隊として着任し、阿島傘に携わり、盛り立ててくれていましたが、昨年任期を終え、村に定住されました。伝統文化では、生活していくのが大変な中、阿島傘一凜を開設してくれ、伝統技術を受け継ぎ、ネットショップを開き販路の拡大をしてくれています。</p> <p>村でも、企業等が阿島傘購入する際の費用の一部を助成する阿島傘ブランディング促進事業や、3 月の予算決算常任委員会の質疑の中で、後継者育成講座のみなさんが講師を担うと答弁いただいた親子体験教室も先月折込まれたチラシを見て、文化庁の補助金が採択されて、計画した事業ができて良かったと思ったところです。</p> <p>以前は継承が心配されていた阿島傘ですが、県で伝統的工芸品の認定を受け、後継者もできつつあり、PR も年々進んでおり、阿島傘ブームの到来を感じるところです。これからは、多くの方に阿島傘を手にしていただけるよう製作にも力を入れていかなければならないところだと考えます。</p> <p>お陰に、後継者育成講座修了の方で、希望する方々が、阿島傘の会へ加入されたと伺いました。</p> <p>大勢の方が加入され、傘を広げて製作を行うのには、阿島傘伝承館では手狭だと思います。また、令和 9 年度までに村の所有から外さなければならぬ北保育園跡地は、解体も含めて検討すると言う答弁を 3 月の予算決算常任委員会で伺っており、後 2 年余あるにしても、</p>

	<p>せっかくブームの到来を思わせる中、製作場所をどうするのか気になっているところです。</p> <p>私は、リニアの（仮称）長野県駅の駅舎のシンボルとして、大傘をイメージした大屋根の設置が予定されているなら、対岸の喬木村では、堰下ガイドウェイ製作保管ヤード跡地に阿島傘をイメージしたシンボルができたなら良いな。そしてそこで、阿島傘の製作体験や展示ができる施設ができたなら良いな。と思っているので、それまでの間の製作場所として、以前、第二小学校で授業参観とICTの体験学習をさせていただいたときに、第二小学校の前任の北沢校長先生が、委員会や会議で、空き教室を使っただけであればとおっしゃいました。少子化で学級数も少なくなっている小学校や中学校の空き教室を利用して、傘の製作をすることができないか。他に村内に阿島傘を製作できる場所があるのか。</p> <p>1-1 村として、阿島傘の製作場所をどう考えているのか。</p>
--	--

<p>質問事項 2</p>	<p>市瀬村政3期目の任期の残り6ヶ月の重点施策は何か。</p>
<p>質問の趣旨</p>	<p>コロナ禍に3期目のスタートを切った市瀬村政、思うように事業も進められないときもあったが、順風満帆な村政を運営してきたように思う。残り6ヶ月何に重点を置いて村政運営をおこなうのか。</p>
<p>質問要旨と質問</p>	<p>今から、3年半前、県全域にまん延防止等重点措置が指定され、感染警戒レベルが6の中、3期目の市瀬村政のスタートを切りました。</p> <p>コロナ禍で思うように事業も進められない中ではありましたが、この3年半を思い起こせば、</p> <p>統合保育園が竣工し、元気な子どもたちの声が中原に響き渡っています。また、バスケットコートも公募型のプロポーザルでITANEさんに決定し、テレビで取り上げられるなどして、村内外のみなさんに広く利用されています。</p> <p>さらには、三枚添地籍の復旧工事も完了し、内水氾濫の危険がある下段地域の減災のために、排水ポンプ車を購入し、本年度は排水ポンプ車の駐車場整備と排水ポンプ場の整備が事業化されています。</p> <p>そして、関係人口創出のための中原共創施設も本年度未完了予定と順調な村政運営をされて来ていると推察いたします。</p> <p>さて、そうは言っても、村内には課題も多くあり、3期目の任期最初の定例会の村長あいさつでは、「時間がかかるが、計画的に課題解決に当たるとおっしゃった村内の排水路の整備、山の手入れ、教育環境については喬木村の人材育成の羅針盤をしっかりと確立することが4年間の大きな目標であるとおっしゃいました。また、高齢になっても、豊かな生活が保障される仕組みを作っていかなければならない。との決意を新たにされてから、早いもので任期が残り6ヶ月となりました。そこで、伺います。</p> <p>2-1 残りの任期6ヶ月、何を重点的に取り組んでいくのか。</p>

令和 7 年 6 月 30 日

## 一 般 質 問 通 告 書

次の事項について喬木村会議規則第 60 条第 2 項の規定により通告します。

喬木村議会議長 下平 貢 殿

喬木村議会議員 福澤真理子

<p>質 問 事 項 1</p>	<p>村内の介護事業者支援は</p>
<p>質 問 の 趣 旨</p>	<p>介護事業の従事者の不足の常態化が全国的に問題となっている。村内の事業者においても新聞等やくりんネット等で職員募集をしているのを見聞きする。村内の事業所の事業継続のため、従事者確保に村の支援を提案する。</p>
<p>質問要旨と質問</p>	<p>新聞、地域発行の雑誌などで在宅・施設を問わず、介護事業所の職員募集の記事が目につく。介護事業者は事業継続のためには、事業規模に合わせて有資格者の確保が必要である。従事者がいないために、デイサービスなどの縮小や廃止、施設にあっては、ベッドはあるのに一部受け入れ休止を余儀なくされるということも起きている。訪問介護事業所にあつては昨年 4 月の介護報酬引き下げが引き金となり、事業の廃止や事業所の閉鎖などが相次いでいることは周知のこととなっている。</p> <p>村内の介護事業所においてもなんとか足りているという状況の様子であり、従事者の高齢化、募集への応募がないなど苦労されているようだ。</p> <p>質問 1 村内の介護事業所の従事者の状況をどのように捉えておられるか</p> <p>介護の資格は最低でも「初任者研修」を終えている必要がある。初任者研修は介護職としての基礎的な知識や技術を学ぶための研修であり、介護業界で働くための重要なステップである。国が定めた講義や技術演習など 130 時間のカリキュラムを受講ののち資格試験を受ける。受講料は 4～10 万円が相場といわれている。</p> <p>質問 2 資格を得て就業する介護事業所を選ぶとき、喬木村内の事業所を選んでもらえるよう、資格取得にかかった費用の一部を村として事業所を通して支援することで村内事業者介護人材確保への支援は考えられないか。</p>

質問事項2	介護用品支給事業において、対象者の拡充を望む
質問の趣旨	介護用品支給事業では 要介護4・5の在宅介護をしている家庭におむつ購入券補助が行なわれているが、住民税非課税世帯に限られている。補助対象の拡充を提案したい。
質問要旨と質問	<p>介護保険制度の利用において、介護度が高くなるにつれて利用料は高くなり、限度額に占めるサービスの利用率も上がり、介護に要する費用も大きくなっていく傾向にある。介護保険のサービスを利用しても、生活の全てをカバーすることはできず、家族が介護する場面も多くなる。在宅で介護するとき、介護者の身体的な負担のみならず、介護サービスの利用料の負担の他、紙おむつ・尿取りパット、ごみとして出す場合の燃やすごみの袋などの保険外の経済的な負担がある。一方でショートステイを含め、入所など施設を利用するときは、紙おむつ・尿取りパットなどは世帯の課税、非課税を問わず施設で提供される。</p> <p>質問1 紙おむつ・尿取りパットなどは、施設利用においては住民税の課税・非課税区別なく提供されていることから、在宅介護においても制限なしとすることは不公平感がなくなると考える。在宅介護を支援するよう補助対象の拡充が適切ではないかと思うが村の考えをお伺いする。</p> <p>質問2 近隣で在宅介護をする家庭に、燃やすごみの袋を支給している自治体がある。在宅介護支援として喬木村でも実施できないか、村の考えをお伺いする。</p>

令和 7年 7月 1日

## 一 般 質 問 通 告 書

次の事項について喬木村会議規則第 60 条第 2 項の規定により通告します。

喬木村議会議長 下平 貢 殿

喬木村議会議員 清水 和文

質問事項 1	農業用ため池の防災対策、保全対応について
質問の趣旨	最近の集中豪雨に対応する対策及び保全
質問要旨と質問	<p>(1) 国県における農業用ため池の調査で危険箇所が出ていると思いますが、喬木村における調査状況はどうか。</p> <p>(2) 農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づく、農業用ため池の届出状況はどうか。</p> <p>(3) 農業用ため池の危険箇所への喬木村としての取り組みはどうか。</p> <p>(4) 喬木村として防災対策のために、ため池ハザードマップの作成に取り組んでいますか。</p> <p>(5) 用途廃止した農業用ため池の現況調査や指導はどうか。 また、用途廃止後の整備に係る環境保全や生態系配慮等の調査はされているか。</p> <p>(6) 農業用ため池の保全対応として、村単の農業用施設等整備補助金の活用状況はどうか。</p> <p>(7) 災害時には国県の補助金で対応できますが、受益者負担はどうか。農業用ため池となると多額の負担となりますが、喬木村としての補助事業はありますか。</p> <p>(8) 集中豪雨が発生する確率が高くなってきていますので、早期の農業用ため池の防災対策の取り組みが必要と思われますがどうか。</p>

令和 7 年 7 月 1 日

## 一 般 質 問 通 告 書

次の事項について喬木村会議規則第 60 条第 2 項の規定により通告します。

喬木村議会議長 下平 貢 殿

喬木村議会議員 福澤一成

<p>質 問 事 項 1</p>	<p>1 風水害時における避難情報発令をマップ等で可視化出来ないか</p>
<p>質 問 の 趣 旨</p>	
<p>質問要旨と質問</p>	<p>1-1</p> <p>現在村内 5 か所に雨量観測システムが設置されて、豪雨時に雨量情報が村民に伝えられており、避難や災害対応の敏速化に心強く感じております。また、今年 3 月には従来为天竜川流域に加え、富田沢川、小川川、加々須川、壬生沢川のような中小河川流域を含めた新しいハザードマップが全戸配布され、村民の災害への意識の向上や安心感につながっていると思います。正確な情報やデータを素早くつかむことは避難の判断に大変重要と考えます。</p> <p>しかしながら、多くの音声放送や文字情報を整理し、ハザードマップとして活用することは経験も必要とされ、日頃から接していないと難しい場面もあります。こうした避難情報を誰でもが簡単に活用するため、ホームページ等でマップに表示を行い画像としてリアルタイムに可視化できないでしょうか。</p> <p>私も含め多くの皆さんが令和 2 年 7 月豪雨、令和 3 年 8 月豪雨を経験しましたが、特に令和 3 年 8 月では次々と発令される避難レベル別、対象地区別の情報を整理することに苦労をした経験がありました。</p> <p>発令される情報が自分にとって危険な状況かどうかを敏速に判断し、早期の避難につながるように、また高齢世帯、要配慮者の支援者が対象世帯の状況を把握しやすくなり、速い段階から支援が行えることも可能となると考えます。</p> <p>放送・文字に加えリアルタイムな危険度を示すマップでの避難情報が早期避難に不可欠と考えますが、村のお考えをお聞きいたします。</p>

質問の趣旨	2 住宅用耐震シェルターは命を守る現実的な対策であり、導入の推進が必要ではないか
質問要旨と質問	<p>2-1</p> <p>南海トラフ巨大地震の発生確率はその発表の度に危険を増しているとの報道されています。大規模な地震への重要とされる備えは住宅の耐震化、食料等の備蓄、素早い避難とされています。今回は耐震化と素早い避難についてお尋ねをいたします。</p> <p>本村をはじめ国、長野県においても住宅の耐震化には長年取り組まれておりますが、高齢化、経済的な課題から耐震化率は伸び悩んでいるとお聞きします。昨年より国や長野県でも住宅の耐震化について、従前の制度に加え、住宅の耐震シェルター化も選択可能となっているとお聞きしますし、住宅耐震化制度として耐震シェルターも整備された自治体もあるようですが、しかし、その活用には、工事終了後に住宅耐震において総合評点の基準値を超えなくては制度の対象とならないなど、活用に課題があるとお聞きします。</p> <p>住宅用耐震シェルターだけではホーム補助の要件ともかみ合わないシェルター化をあきらめる高齢世帯もいらっしゃると思われ、経済的な負担が課題と考えます。しかしそのような世帯にこそ住宅の耐震化は必要であり、素早い避難が出来ない方々にこそ必要と考えます。現状の制度の柔軟な活用又は、新設制度で住宅用耐震シェルター設置を図るべきと考えます。</p> <p>住宅用耐震シェルターは命を守る現実的な対策であり、導入の推進が必要と思いますが</p> <p>村のお考えをお聞きいたします。</p>